

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本県水俣市白浜町9番28号
氏 名 株式会社久環
代表取締役 橋本 義一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和5年（2023年）8月8日

許可の有効年月日 令和6年（2024年）11月16日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥（石綿含有物を含む）	—	○		—	—
廃油	—	—		—	—
廃プラスチック類（石綿含有物、水銀使用製品を含む）	—	○		○	—
紙くず（石綿含有物を含む）	—	○		—	—
木くず（石綿含有物を含む）	—	○		—	—
繊維くず	—	—		—	—
動植物性残さ	—	—		—	—
ゴムくず	—	—		—	—
金属くず（石綿含有物、水銀使用製品を含む）	—	○		○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有物、水銀使用製品を含む）	—	○		○	—
がれき類（石綿含有物を含む）	—	○		—	—
動物のふん尿	—	—		—	—
動物の死体	—	—		—	—
ばいじん	—	—		—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成11年(1999年)11月17日付けで新規許可
- (2) 平成16年(2004年)12月7日付けで更新許可
- (3) 平成18年(2006年)5月30日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「ばいじん」「燃え殻」を追加)
- (4) 平成21年(2009年)2月23日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「動植物性残さ」「鉍さい」「動物のふん尿」「動物の死体」「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」を追加)
- (5) 平成21年(2009年)10月21日付けで更新許可
- (6) 平成26年(2014年)11月10日付けで更新許可
- (7) 平成30年(2018年)9月7日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:橋本 茂木)
- (8) 令和元年(2019年)11月12日付けの変更届出により取り扱う産業廃棄物の種類のうち「鉍さい」「廃酸」「廃アルカリ」を削除
- (9) 令和元年(2019年)12月18日付けで更新許可
- (10) 令和5年(2023年)8月8日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物のうち、「汚泥」に「石綿含有産業廃棄物」を追加)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。